



# 三重県公報

平成14年8月27日(火)

第1398号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

- 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する規則……………(担い手・経営体育成支援チーム) 1

### 告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部改正……………(職員支援チーム) 11
- 有害な図書類の指定……………(青少年育成チーム) 11
- 救急病院の認定……………(医療チーム) 13
- 救急病院に該当しなくなった旨……………(同) 13
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出……………(長寿社会チーム) 13
- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設変更許可の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(廃棄物・化学物質チーム) 13
- 同伴……………(同) 14
- 環境部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(地球環境・生活環境チーム) 15
- 農地法第3条第2項第5号かつこ書に規定する別段の面積を定めた旨……………(農地調整チーム) 17
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防チーム) 19

### 訓令

- 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令……………(管財チーム) 19

### 公告

- 土地改良区清算人の退任の届出……………(農地調整チーム) 21
- 一般競争入札を行う旨……………(水産基盤整備チーム) 21
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築チーム) 24
- 同伴……………(同) 25
- 市街地再開発組合の解散認可……………(住宅チーム) 25
- 一般競争入札を行う旨……………(出納局) 25

### 特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(公安委員会) 27

## 規則

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する規則をいりこ公布します。

平成十四年八月二十七日

三重県知事 北川 正 恭

### 三重県規則第五十四号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する規則(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行規則(昭和五十五年三重県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則

第一条中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(森林所有権の移転等のあつせんの申出)

第十一条 法第十条の規定により森林所有権の移転等のあつせんを受けようとする者は、あつせん申出書(第一号様式)の一部を知事に提出しなければならない。

(あつせんの通知)

第十二条 知事は、あつせんを行う場合にあつては当該あつせんの当事者となるべき者にその旨を通知し、あつせんを行わない場合にあつては当該あつせんの申出者とその旨を通知するものとする。

2 知事は、あつせんを打ち切る場合には、当該あつせんの当事者となっている者に理由を付してその旨を通知するものとする。

第一号様式中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

林 業 経 営 改 善 計 画 書  
 ( 始 期            年    月    日 )  
 ( 終 期            年    月    日 )

1 林業経営の現状

(1) 林業経営改善計画の対象とする森林の区域

(林業経営体用)

森 林 の 所 在 場 所				森林所有者 名	森 林 の 現 況					
都道府県	市町村	字 (大字)	地番		面積 (ha)	人工林・ 天然林別	樹種及 び林相	林齢	摘要	備考

(林業事業体用)

施業を受託すること等により林業を営む区域の所在場所	備 考

経営受託森林又は自己所有森林の所在場所				経営受託森林又は自己所有森林の現況					
都道府県	市町村	字 (大字)	地番	面積 (ha)	人工林・ 天然林別	樹種及 び林相	林齢	摘要	備考

(2) 林業経営の概要等

ア 経営の概要

(林業経営体 - 個人用)

労 働 力 の 現 況				林 業 経 営 収 支 等 の 現 況		
区 分	人 頭 数	林業従事日数	農業等従事日数	林業 収 支	粗 収 入 (A)	千円
家 族	男	人	人日		林業 収 支	林業経営費 (B)
	女			(A) - (B)		
	計					
雇 用	常雇			林業 収 支	農 業 所 得	
	臨時				給 与 所 得	
	計				そ の 他 所 得	
委託等				計		

(林業経営体 - 林家が法人化した会社用)

設立年月日	林 業 経 営 収 支 等 の 現 況					
資 本 金				林業 収 支	粗 収 入 (A)	千円
役 職 員	役 員	名			林業 収 支	林業経営費 (B)
	職 員 (事務系)	名		(A) - (B)		
労働力の現況		人頭数	林業従事日数	林業 収 支	そ の 他	
	常 雇	人	人日		計	
	臨 時 計					
委託等						

(林業経営体 - その他法人用)

設立年月日	
資本金等	
役員	
林業関係職員等	事務系 名 技術系 名 作業員 名
その他職員組織機構等	
主な事業	
林業関係事業実行形態	
備考	

(公有林用)

沿革		林業収入	林産物収入	千円
			補助金	
組織・機構	担当部課 職員 事務系 技術系	経営費	借入金	
			その他	
会計区分	一般会計・特別会計		事業費	千円
事業実行形態			償還金	
			その他	
			計	
備考				

(林業事業体 - 個人用)

林業労働力の現況				林業経営収支等の現況		
区分	人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業収支	粗収入(A)	千円
家族	男	人	人日	林業収支	林業経営費(B)	
	女					
	計				(A) - (B)	
雇用	常雇				農業所得	
	臨時				給与所得	
	計				その他所得	
委託等					計	

(林業事業体 - 法人用)

設立年月日		林業経営収支等の現況		
資本金	役員	林業収入	林業経営費(B)	千円
	名	林業収入	林業経営費(B)	
	職員(事務系)	(A) - (B)		
労働力の現況	人頭数	林業従事日数	その他	
	常雇 臨時 計	人 人日	計	
林業以外の事業				

イ 経営森林の現況

区分	林相・樹種	面積	齢級別内訳 (ha)						
			XI以上						
経営森林	人工林	ha							
			計						
	天然林								
路網	林道	総延長	km	標準伐期齢		年			
	作業道	総延長	km						

2 林業経営規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営改善に関する目標

(1) 林業経営の改善の方向の概要

(2) 林業経営の規模の拡大等に関する目標

(林業経営体用)

目標とする経営類型			経 営 規 模		摘 要
区 分			現 状	目 標	
育 林 業	樹 種	生産目標	ha	ha	
			(人工林率 %)	( %)	
施業受託 (年間)	伐 採	主 伐	ha [ ha] ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
		間 伐	ha [ ha] ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
	造 林	植 栽	ha [ ha]	ha	
		保 育	ha [ ha]	ha	
経営受託 (年間)	伐 採	主 伐	ha [ ha] ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
		間 伐	ha [ ha] ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
	造 林	植 栽	ha [ ha]	ha	
		保 育	ha [ ha]	ha	
経営の複合化 特用林産物生産  (そ の 他)			原木本数 本 施設面積 m <sup>2</sup>	本 m <sup>2</sup>	

備考 「施業受託」及び「経営受託」の欄には、林業経営改善計画の申請日において現に契約している受託面積を [ ] に記載してください。

齢級構成の平準化の目標

樹 種	齢 級 別 内 訳									
	ha						XI	XI		

(林業事業体用)

目標とする経営類型			経 営 規 模 (年間)		摘 要
区 分			現 状	目 標	
施業受託	造 林	植 栽	ha [ ha]	ha	
		保 育	ha [ ha]	ha	
	素材生産		ha [ ha] ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
	そ の 他				
経営受託	造 林	植 栽	ha [ ha]	ha	
		保 育	ha [ ha]	ha	
	素材生産		ha [ ha] ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
	そ の 他				
立木購入による素材生産			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
所有森林	造 林	植 栽	ha	ha	
		保 育	ha	ha	
	素材生産		ha ( m <sup>3</sup> )	ha ( m <sup>3</sup> )	
	そ の 他				
受 託 面 積 計			ha [ ha]	ha	
合計	造 林		ha	ha	
	素材生産		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	

備考 「施業受託」及び「経営受託」の欄には、林業経営改善計画の申請日において現に契約している受託面積を [ ] に記載してください。

(3) 生産方式の合理化に関する目標

生 産 方 式	現 状	目 標

(4) 経営管理の合理化に関する目標

(5) 事業実行方式の改善に関する目標

3 2の目標を達成するためとるべき措置

(1) 経営の目標ごとの措置

経営の目標	措 置

(2) 目標を達成するため必要な事項

ア 伐採、造林及び特用林産物の生産等

(林業経営体用)

事業区分			現行事業量		実行計画量						
			平均	前年	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
伐 採	主伐	皆伐	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>							
		択伐									
	間伐										
	計										
造 林	植栽		ha	ha							
	保育		ha	ha							
	附帯施設										
施業受託	伐採	主伐	ha	ha							
		間伐									
	造林	植栽	ha	ha							
	保育										
	合計面積 (ha)										
経営受託	伐採	主伐	ha	ha							
		間伐									
	造林	植栽	ha	ha							
	保育										
	合計面積 (ha)										
委 託	伐採立木材積 (m <sup>3</sup> )										
	造林面積 (ha)										
特用林産物	生産物名										
	生産規模										
	生産量										
そ の 他											
備 考											

(林業事業体用)

事業区分			実行計画量						
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	
施業受託	造林	植栽	ha						
		保育	ha						
	素材生産		m <sup>3</sup>						
	その他								
経営受託	造林	植栽	ha						
		保育	ha						
	素材生産		m <sup>3</sup>						
	その他								
立木購入による素材生産									
所有森林	造林	植栽	ha						
		保育	ha						
	素材生産		m <sup>3</sup>						
	その他								

合 計	造林	ha						
	素材生産	m <sup>3</sup>						
そ の 他								
備 考								

イ 林道及び作業道の開設及び改良

区分	名称	工種	開 設 ・ 改 良 計 画				備 考
			年度	年度	年度	年度	
林 道			m	m	m	m	
作業道	計画期間の総量		m				

ウ 森林の取得

区 分	面 積 (m <sup>2</sup> )	取得を行う森林の概要	備 考
省令第 2 条の要件に合致する場合		〔森林の所在場所、既に所有している森林との位置関係、樹種、年齢等〕	
上記以外			

エ その他

区 分	内 容

オ 公益的機能別森林施業（公益的機能別施業森林区域内に存する人工植栽に係る森林であって、複層林施業森林等に該当するものに係るものに限る。）の状況

森林施業計画の認定状況

認 定 日	認定番号	計 画 期 間
当初 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日
変更・更新 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日

4 3の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(1) 3の(2)の ア から ウ までの伐採事業、造林事業及び林道事業の実施並びに森林の取得等に必要な資金

(単位：千円)

年度	事業	補助金	公庫からの借入金		改善資金からの借入金	その他の借入金	自己資金	その他資金	計	備考
			資金名	金額						

(2) 3の(2)の オ の施業を継続するのに必要な資金

(森林施業計画の対象森林に係る公庫資金の要償還額)

(単位：千円)

公庫の					の既借入金	残高のうち森林施業計画の対象森林に係るもの	うち森林施業計画の当初認定時林齢45年以下
造林資金、林業基盤整備資金(造林)、林業経営育成資金(林地取得)又は林業経営育成資金(森林取得-林地取得)	借入時期	借入金額	借入条件	据置期限	( 年 月 日現在) 残高		
	年 月		年据置(年回払)年償還	年 月			

計						

備考 「森林施業計画の対象森林」とは、公益的機能別施業森林区域内に存する人工植栽に係る森林であって、複層林施業森林等に該当するものに限ります。

紙川中野村「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」や「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に「新旧対象」や「新旧対照」に「とすること」や「としてください」に添える。

紙田中野村及び紙ノ中野村「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」や「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に添える。

紙ノ中野村「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」や「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に「( ) 書きとすること」や「( ) 書としてください」に添える。

紙十中野村の添える「欄」を戻す。

第11号様式 (第11条関係)

その 1

あつせん申出書 (林業経営改善計画認定者用)

平成 年 月 日

三重県知事 様

申出者 住所  
氏名

下記森林につき、あつせんを申し出ます。

記

1 認定を受けた林業経営改善計画の内容

認定都道府県名	認定番号	認定年月日	計 画 期 間
		年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日

2 あつせんを受けることを希望する森林所有権の移転等の種類

森林の取得 分収林契約の締結 施業の受託  
その他 ( )

3 あつせんにより森林所有権の移転等を希望する森林の所在地、面積等の条件

所 在 地	面 積	そ の 他
	ha	

4 あつせんによる森林所有権の移転等を受けた後の森林の取扱い (森林についての所有権の移転並びに使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を希望する場合に限ります。)

5 あつせんの登録期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- 備考 1 2の「あつせんを受けることを希望する森林所有権の移転等の種類」については、該当する の中に✓をつけてください。「その他」の欄には、( )内に具体的内容を記載してください。
- 2 3の「あつせんにより森林所有権の移転等を希望する森林の所在地、面積等の条件」の「その他」の欄には、樹種、林相、林齢等の条件を記入してください。所在地については特定する必要はなく、区域を記載しても差し支えありません。
- 3 4の「あつせんによる森林所有権の移転等を受けた後の森林の取扱い」については、「森林施業計画の認定を受ける」、「市町村森林整備計画に定められる造林の標準的な方法並びに間伐及び保育の基準に従って施業を行う」等と記載してください。
- 4 5の「あつせんの登録期間」については、林業経営改善計画の計画期間を超えない範囲とします。



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し、改正前の林業経営者等の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、前項の旨、必要を調整をして使用するしじむがとれる。

告 示

三重県告示第498号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成6年三重県告示第265号）の一部を次のように改正し、平成14年8月27日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以降に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用します。

平成14年8月27日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

表中	4,337円	13,361円	を	4,250円	13,408円	に改める。
	5,347円	13,361円		5,316円	13,408円	
	6,216円	13,405円		6,164円	13,442円	
	7,057円	16,845円		6,869円	16,585円	
	7,473円	19,349円		7,350円	19,380円	
	7,517円	21,686円		7,325円	21,668円	
	7,423円	22,836円		7,257円	22,681円	
	7,205円	24,544円		7,047円	24,388円	
	6,632円	24,168円		6,411円	23,467円	
	4,537円	20,826円		4,413円	19,687円	
	4,270円	15,283円		4,250円	14,875円	
	4,270円	13,361円		4,250円	13,408円	

三重県告示第499号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第12条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定しました。

平成14年8月27日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

番号	種 別	題 名	発 行 所	発 行 年 月 日	指 定 年 月 日	指 定 理 由
103	雑誌	アクションカメラ9月号	ワニマガジン社	平成14年9月1日	平成14年8月27日	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため、青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育
104	〃	月間ザ・ベスト9	KKベストセラーズ	平成14年9月1日		
105	〃	別冊GON!VOL16	ミリオン出版	平成14年9月10日		
106	〃	ビデオボーイ9月号	英知出版	平成14年9月1日		

107	雑誌	ホイップ9	株式会社コアマガジン	平成14年 9月1日
108	"	DOPE 8月号増刊	KKベストセラーズ	平成14年 8月30日
109	"	ベストカメラ 2002 9月号	株式会社少年画報社	平成14年 9月1日
110	"	COMICコスプレッソ 2002 8/31号	株式会社双葉社	平成14年 8月31日
111	"	COMICペンギンクラブ9月号	辰巳出版(株)	平成14年 9月1日
112	"	快樂天9	ワニマガジン社	平成14年 9月1日
113	"	快樂マガジン9月号	侑光彩書房	平成14年 9月11日
114	"	熟女クラブVOL.50	三和出版(株)	平成14年 9月10日
115	"	漫遊記9月号	侑東海ブックサービ ス	平成14年 7月末日
116	"	きゃっぴい 2002 9	株フロム出版	平成14年 9月1日
117	"	遊プレイタウン8月号	株式会社オデッセウ ス出版	平成14年 8月9日
118	"	デリヘル CITY PRESS VOL.7	株東京三世社	平成14年 9月2日
119	"	シティプレス9	株東京三世社	平成14年 9月1日
120	"	ヤンナイ 94	株大橋書店	平成14年 9月1日
121	"	レディスコミック・タブー9月号	三和出版株式会社	平成14年 9月1日
122	"	コミック アムール 2002 9月号	サン出版	平成14年 9月1日
123	"	ドレグラ SLAVERS GRAPHICS VOL.2	英知出版株式会社	平成14年 9月1日
124	"	メガストア9月号	株コアマガジン	平成14年 9月15日
125	"	メガストアH	株式会社コアマガジ ン	平成14年 9月1日
126	"	コミック快樂同盟VOL.01	株式会社司書房	平成14年 9月1日

成を阻害するお  
それがある。

127	雑誌	コミック ドルフィン 9月号	株式会社司書房	平成14年 9月1日
128	"	COMIC Mate 9月号	(株) 一水社	平成13年 9月20日
129	"	COMICダンシャク 2002 9月号	英知出版株式会社	平成14年 9月5日
130	"	エンジェルクラブ9月号	エンジェル出版	平成14年 8月30日
131	"	月刊幻羅2002 9月号	(株) 大洋図書	平成14年 9月5日
132	"	COMIC人妻熟女ざかり9月号	株式会社桃園書房	平成14年 9月1日

三重県告示第500号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次のとおり認定しました。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

名 称	所 在 地	認定の効力が発する日	認定の効力を有する期限
三重県厚生連いなべ総合病院	員弁郡北勢町阿下喜771	14. 9. 1	17. 8. 31

三重県告示第501号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に次のとおり該当しなくなりました。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

名 称	所 在 地	救急病院に該当しなくなった日
三重県厚生連員弁厚生病院	員弁郡北勢町阿下喜751	14. 8. 31

三重県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から廃止届出書を受理しました。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

介護保険事業者番号	事業者名	事業者の所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の代表者氏名	廃止年月日	サービスの種類
2410301978	千代崎医院	鈴鹿市南若松町602番地の7	野田美代子	野田美代子	平成13年11月30日	通所リハビリテーション

三重県告示第503号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項及び同法第15条の2の4第1項の

規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設変更許可の申請がありましたので、同法第9条第2項により準用する同法第8条第4項及び同法第15条の2の4第2項により準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の3及び同法施行規則第12条の9の申請書及び書類を公衆の縦覧に供します。

なお、この告示に係る一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、三重県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成14年8月27日

三重県知事 北川正恭

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
奈良県橿原市葛本町290番地  
株式会社 ヤマゼン  
代表取締役 奥田 耕一郎
- 2 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置の場所  
三重県上野市治田字枿ノ木2441 - 1 外38筆
- 3 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
  - (1) 産業廃棄物 汚泥、燃え殻、鉋さい、廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物
  - (2) 特別管理産業廃棄物 特定有害廃石綿等
  - (3) 一般廃棄物 不燃ごみ及び燃えがら
- 5 申請年月日  
平成14年7月26日
- 6 縦覧場所  
三重県津市広明町13 三重県環境部廃棄物・化学物質チーム  
三重県上野市四十九町2802 三重県伊賀県民局生活環境部生活環境創造チーム  
三重県上野市丸の内116 上野市役所環境政策課
- 7 縦覧期間  
平成14年8月27日から同年9月26日まで
- 8 意見書の記載事項
  - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 意見書を提出する対象施設の名称
  - (3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置に関する具体的な利害関係
  - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語で記載）
- 9 意見書の提出期間、提出方法及び提出先
  - (1) 提出期間  
平成14年8月27日から同年10月10日まで
  - (2) 提出方法  
持参又は郵送（意見書提出期間満了日の消印有効）
  - (3) 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13  
三重県環境部廃棄物・化学物質チーム  
〒518-0823 三重県上野市四十九町2802  
三重県伊賀県民局生活環境部生活環境創造チーム

三重県告示第504号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項及び同法第15条の2の4第1項の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設変更許可の申請がありましたので、同法第9条第2項により準用

する同法第8条第4項及び同法第15条の2の4第2項により準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の3及び同法施行規則第12条の9の申請書及び書類を公衆の縦覧に供します。

なお、この告示に係る一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、三重県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成14年8月27日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
三重県上野市与野字鉢屋4713番地  
三重中央開発 株式会社  
代表取締役 下地 一正
- 2 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置の場所  
三重県上野市与野字鉢屋4606番地外133筆
- 3 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
  - (1) 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物
  - (2) 特別管理産業廃棄物 特定有害廃石綿等
  - (3) 一般廃棄物 汚泥、粗大ゴミ及び焼却灰
- 5 申請年月日  
平成14年7月26日
- 6 縦覧場所  
三重県津市広明町13 三重県環境部廃棄物・化学物質チーム  
三重県上野市四十九町2802 三重県伊賀県民局生活環境部生活環境創造チーム  
三重県上野市丸の内116 上野市役所環境政策課
- 7 縦覧期間  
平成14年8月27日から同年9月26日まで
- 8 意見書の記載事項
  - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 意見書を提出する対象施設の名称
  - (3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設設置に関する具体的な利害関係
  - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語で記載）
- 9 意見書の提出期間、提出方法及び提出先
  - (1) 提出期間  
平成14年8月27日から同年10月10日まで
  - (2) 提出方法  
持参又は郵送（意見書提出期間満了日の消印有効）
  - (3) 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13  
三重県環境部廃棄物・化学物質チーム  
〒518-0823 三重県上野市四十九町2802  
三重県伊賀県民局生活環境部生活環境創造チーム

三重県告示第505号

環境部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成14年8月27日

三重県知事 北 川 正 恭

環境部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

環境部関係補助金交付要綱（平成14年三重県告示第321号）の一部を次のように改正する。

別表1中第35号の項を第36号の項とし、第7号の項から第34号の項までを1項ずつ繰り下げ、第6号の項の次に次のように加える。

7	天然ガス自動車普及促進事業補助金	天然ガス自動車の普及を促進することにより、地域環境の保全を図る。	事業者が、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に定める対策地域内に天然ガス自動車を導入するのに要する経費	別に定める。	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種利用運送事業者、自動車リース事業者等
---	------------------	----------------------------------	--	--------	---

別表2中

7	認定リサイクル製品活用モデル事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている機械及び重要な器具で、1件当たり取得金額が50万円以上のもの
8	ふるさとの自然を守る地域活動支援事業費補助金		
9	自然環境保全活動拠点整備事業費補助金		
10	ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業費補助金		
11	ふるさとの緑づくり活動支援事業費補助金		
12	環境パートナーシップ推進事業費補助金		
13	森林病虫害等防除事業費補助金		
14	林道事業費補助金		
15	林道施設災害関連事業費補助金		
16	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金		
17	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金		
18	造林事業費補助金		
19	間伐対策事業費補助金		
20	林地崩壊防止事業費補助金		
21	県単林道事業費補助金		
22	海辺の森林公有化支援事業費補助金		
23	森林環境創造事業費補助金		
24	FCS森林認証取得支援事業費補助金		

を

7	天然ガス自動車普及促進事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている機械及び重要な器具で、1件当たり取得金額が50万円以上のもの
8	認定リサイクル製品活用モデル事業補助金		
9	ふるさとの自然を守る地域活動支援事業費補助金		
10	自然環境保全活動拠点整備事業費補助金		
11	ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業費補助金		
12	ふるさとの緑づくり活動支援事業費補助金		
13	環境パートナーシップ推進事業費補助金		
14	森林病虫害等防除事業費補助金		
15	林道事業費補助金		
16	林道施設災害関連事業費補助金		
17	災害関連山村環境施設復旧事業費補助金		
18	林道施設災害復旧事業査定設計委託費補助金		
19	造林事業費補助金		
20	間伐対策事業費補助金		
21	林地崩壊防止事業費補助金		
22	県単林道事業費補助金		
23	海辺の森林公有化支援事業費補助金		
24	森林環境創造事業費補助金		
25	FCS森林認証取得支援事業費補助金		

に改める。

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境部関係補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の補助金から適用する。
- 改正前の環境部関係補助金交付要綱の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

三重県告示第506号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号かっこ書の規定に基づき、別段の面積を次のとおり定めました。

平成14年8月27日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 10アールと定めた区域
  - 多気郡宮川村のうち旧大杉谷村の区域
  - 鳥羽市のうち旧桃取村、旧答志村、旧菅島村及び旧神島村の区域
  - 熊野市のうち旧木本町、旧荒坂村及び旧泊村の区域
- 2 20アールと定めた区域
  - 津市のうち旧白塚町の区域
  - 一志郡香良洲町
  - 飯南郡飯高町のうち旧森村及び旧波瀬村の区域
  - 多気郡宮川村のうち旧領内村の区域
  - 度会郡南勢町のうち旧宿田曾村及び旧南海村の区域
  - 度会郡紀勢町のうち旧錦町の区域
  - 阿山郡伊賀町大字柘植町のうち字平尾、字崩、字石ヶ畑、字桁林、字丸内及び字経塚の区域
  - 志摩郡大王町
  - 志摩郡志摩町
  - 志摩郡阿児町のうち旧志島村及び旧安乗村の区域
  - 志摩郡磯部町のうち旧的矢村の区域
  - 尾鷲市
  - 熊野市のうち旧新鹿村、旧飛鳥村、旧神川村及び旧五郷村の区域
  - 南牟婁郡紀和町
  - 南牟婁郡鷺殿村
- 3 30アールと定めた区域
  - 三重郡川越町
  - 鈴鹿郡関町
  - 安芸郡河芸町のうち旧豊津村の区域
  - 安芸郡芸濃町のうち旧河内村の区域
  - 一志郡嬉野町のうち旧宇気郷村の区域
  - 一志郡美杉村
  - 松阪市のうち旧大石村、旧宇気郷村、旧茅広江村及び旧大河内村の区域
  - 飯南郡飯南町
  - 飯南郡飯高町のうち旧宮前村及び旧川俣村の区域
  - 多気郡大台町
  - 多気郡宮川村のうち旧萩原村の区域
  - 鳥羽市のうち旧鳥羽町及び旧鏡浦村の区域
  - 度会郡二見町
  - 度会郡南島町
  - 阿山郡島ヶ原村
  - 阿山郡阿山町のうち旧丸柱村の区域
  - 志摩郡浜島町
  - 志摩郡阿児町のうち旧鷺方村、旧神明村、旧立神村、旧甲賀村及び旧国府村の区域
  - 北牟婁郡紀伊長島町
  - 北牟婁郡海山町
  - 熊野市のうち旧有井村の区域
- 4 40アールと定めた区域
  - 員弁郡藤原町
  - 安芸郡芸濃町のうち旧雲林院村の区域
  - 松阪市のうち旧松阪市、旧松ヶ崎村、旧花岡村、旧港村及び旧神戸村の区域
  - 度会郡南勢町のうち旧五ヶ所村、旧穂原村及び旧神原村の区域
  - 度会郡大宮町
  - 度会郡紀勢町のうち旧柏崎村の区域
  - 度会郡大内山村

上野市のうち旧丸柱村の区域  
 阿山郡大山田村のうち旧布引村及び旧阿波村の区域  
 名賀郡青山町  
 鳥羽市のうち旧加茂村及び旧長岡村  
 志摩郡磯部町のうち旧磯部村の区域  
 南牟婁郡紀宝町

三重県告示第507号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防チーム、伊賀県民局建設部及び名張市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成14年8月27日

三重県知事 北 川 正 恭

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

青蓮寺3地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名張市青蓮寺字上出

3 区域の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から27号までを順次結んだ線及び標柱27号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

名張市青蓮寺

- 字上出1925番地 1号及び2号
- 1924番地 3号
- 1933番地 4号から10号まで
- 1918番地 11号から14号まで
- 1917番地 15号から20号まで
- 1916番地 21号及び22号
- 1912番地 23号
- 1909番地 24号
- 1908番地 25号
- 1906番地 26号
- 1921番地 27号

訓 令

三重県訓令第5号

教委訓第15号

三重県議会訓令第1号

三重県監査委員訓令第2号

庁 中 一 般  
 局 内 一 般  
 三重県議会事務局  
 三重県監査委員事務局

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成14年8月27日

三重県知事 北 川 正 恭  
 三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好  
 三重県議会議長 上 野 一 人  
 代表監査委員 秋 田 一 民

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程

三重県訓令第20号
三重県議会訓令第1号
教委訓第4号
昭和41年三重県警察本部訓令第6号
三重県人事委員会訓令第1号
三重県企業庁訓令第8号
三重県監査委員訓令第1号

の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局管財営繕課」を「管財チーム」に改める。

第7条第2項中「管財営繕課長」を「管財チームマネージャー」に改め、同条第3項中「管財営繕課長」を「管財チームマネージャー」に、「管財営繕課課長補佐の職にある者」を「防火管理者の資格を有する者」に改める。

第9条第2項中「管財営繕課長」を「管財チームマネージャー」に改める。

第13条第3項中「総務局次長、消防防災課長及び管財営繕課長」を「、財政・施設に関する事務を担当する総括マネージャー、消防・保安チームマネージャー及び管財チームマネージャー」に改め、同条第4項中「管財営繕課長」を「管財チームマネージャー」に改める。

別表第1中「管財営繕課一般建築グループ」を「管財チーム庁舎運用サービスグループ」に、「管財営繕課長」を「管財チームマネージャー」に、「管財営繕課庁舎運用サービスグループ」を「管財チーム庁舎運用サービスグループ」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

分隊の名称	分 隊 の 長	班 の 名 称	班 の 長	班の員数
B階分隊	正 営繕チームマネージャー 副 営繕チーム建築企画グループリーダー	通報連絡班	営繕チーム建築企画グループ主幹	2
		初期消火班	営繕チーム学校建築グループリーダー	6
		工作班	営繕チーム一般建築グループリーダー	4
1階分隊	正 出納局経営企画チームマネージャー 副 政策法務チームマネージャー	通報連絡班	出納局経営企画チーム主幹	2
		初期消火班	出納チームマネージャー	6
		避難誘導班	資金運用チームマネージャー	6
		工作班	出納局経営企画チーム主幹	5
		救助班	政策法務チーム主査	10
		警備班	出納チーム主幹	6
2階分隊	正 地域振興部経営企画チームマネージャー 副 地域振興チームマネージャー	通報連絡班	地域振興チーム主幹	2
		初期消火班	地域振興部経営企画チーム主幹	6
		避難誘導班	市町村行政チームマネージャー	6
		工作班	市町村合併推進チームマネージャー	4
		救助班	交通政策チームマネージャー	4
3階分隊	正 総合企画局経営企画チームマネージャー 副 総務局経営企画チームマネージャー	通報連絡班	特定重要課題チームマネージャー	2
		初期消火班	総合企画局経営企画チーム主幹	6
		避難誘導班	広聴広報チームマネージャー	6
		工作班	総務局経営企画チーム主幹	4
		救助班	行政システム改革チームマネージャー	4
4階分隊	正 健康福祉部経営支援チームマネージャー 副 健康福祉部政策企画チームマネージャー	通報連絡班	健康福祉部政策企画チーム主幹	2
		初期消火班	健康福祉部経営支援チーム主幹	6
		避難誘導班	監査チームマネージャー	6
		工作班	薬務食品チームマネージャー	4
		救助班	健康危機管理チームマネージャー	4
5階分隊	正 県土整備部経営企画チームマネージャー 副 公共用地チームマネージャー	通報連絡班	県土整備部経営企画チーム主幹	2
		初期消火班	公共用地チーム主幹	6
		避難誘導班	事業評価・システム開発チームマネージャー	6
		工作班	保全・災害チームマネージャー	4
		救助班	道路企画チームマネージャー	4
6階分隊	正 産業経済政策チームマネージャー 副 財務政策チームマネージャー	通報連絡班	産業経済政策チーム主幹	2
		初期消火班	団体検査チームマネージャー	6
		避難誘導班	経営評価チームマネージャー	6
		工作班	財務政策チーム主幹	4
		救助班	団体協働推進チームマネージャー	4
7階分隊	正 教育委員会経営支援チームマネージャー 副 企画チームマネージャー	通報連絡班	教育委員会経営支援チーム主幹	2
		初期消火班	社会教育推進チームマネージャー	6
		避難誘導班	高校教育チームマネージャー	6
		工作班	教育委員会人材政策チームマネージャー	4
		救助班	企画チーム主幹	4

8 階分隊	正 生活部経営支援チームマネージャー 副 生活部政策企画チームマネージャー	通報連絡班	生活部経営支援チーム主幹	2
		初期消火班	生活部政策企画チーム主幹	6
		避難誘導班	勤労福祉チームマネージャー	6
		工作班	文化振興チームマネージャー	4
		救助班	私学振興チームマネージャー	4
R 階分隊	正 環境部政策チームマネージャー 副 組織経営チームマネージャー	通報連絡班	政策チーム主幹	2
		初期消火班	森林保全チームマネージャー	6
		避難誘導班	人と自然の環境共生チームマネージャー	6
		工作班	組織経営チーム主幹	4
		救助班	森林環境創造チームマネージャー	4
厚生棟分隊	正 職員支援チームマネージャー 副 職員支援チーム主幹	通報連絡班	職員支援チーム主幹	2
		初期消火班	職員支援チーム主幹	6
		避難誘導班	企画・総合行政チームマネージャー	6
		工作班	政策推進システムチームマネージャー	6
		救助班	情報政策チームマネージャー	4
議事堂分隊	正 総務課長 副 議事課長	通報連絡班	総務課主幹	2
		初期消火班	総務課主幹	6
		避難誘導班	議事課主幹	8
		工作班	政務調査課長	6
		救助班	政務調査課主幹	4
隊付		通報連絡班	管財チーム庁舎運用サービスグループリーダー	3
		避難誘導班	管財チームファシリティ計画グループに属する職員のうち管財チームマネージャーの指名する者	3
		救助班	管財チームファシリティ計画グループリーダー	3
		消火班	消防・保安チーム主幹	3
		電気班	管財チーム庁舎運用サービスグループに属する職員のうち管財チームマネージャーの指名する者	2
		機械班	管財チーム庁舎運用サービスグループに属する職員のうち管財チームマネージャーの指名する者	3
		警戒班	消防・保安チーム主幹	4
		救護班	診療所長	5
		工作班	管財チームファシリティ計画グループに属する職員のうち管財チームマネージャーの指名する者	3

別記様式中「総務局管財営繕課長」を「総務局管財チームマネージャー」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人退任の届出がありました。

平成14年 8 月27日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

清算法人上垣内土地改良区（一志郡一志町大字八太614）

清算人

一志郡一志町大字八太732番地

中 谷 正 巳

” ” ” 710番地

倉 田 久 治

” ” ” 687番地

野垣内 大 吉

” ” ” 673番地

山 本 春 男

” ” ” 729 - 1 番地

田 中 邦 夫

” ” ” 731番地

倉 田 芳 典

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により

公告します。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成14年度 養殖場 第50400 - 分 1号  
阿曾浦地区 養殖場造成事業工事

(2) 工事場所

三重県度会郡南島町阿曾浦地先地内

(3) 工事概要

消波堤工	17m
消波ブロック制作	304個
消波ブロック据付	254個

(4) 工期

契約の日から平成15年3月20日まで(予定)(約170日間)

(5) 使用する主要な資機材等

生コンクリート 8,304m<sup>3</sup>

(6) 予定価格 291,184,950円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者とし、(ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。)

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(審査基準日は平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。)を受審し、以下の要件を満たす者であること。

三重県南勢志摩県民局管内の市町村に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が870点以上の者(経常建設工事共同企業体を含みます。)又は三重県内に本店を有し、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,000点以上の者(経常建設工事共同企業体を含みます。)で、ともに平成4年度以降(過去10年間)に元請として単独または特定建設工事共同企業体の構成員(出資率20%以上のものに限り、以下同じ。)として国(公団を含みます。)、県及び市町村発注の本件工事と同種工事(漁港、港湾、海岸、魚礁設置事業等。以下同じ。)の施工実績を有する者。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済制度に加入している者。

(6) 本件工事に、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による専任の主任技術者又は監理技術者で、かつ、次の基準を満たす者を配置できること。

ア 三重県建設工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者

イ 平成4年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工経験を有すること。ただし、水産工学技士の資格を取得されている者は、同等の施工経験を有すると認めます。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

(7) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。

(8) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(9) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(10) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

3 入札手続等

## (1) 入札説明書及び設計図面並びに仕様書の配布等

入札説明書及び設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧及び配布します。

## ア 閲覧及び配布期間

平成14年8月27日（火）から平成14年10月9日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

## イ 閲覧及び配付場所

三重県伊勢市勢田町622

三重県南勢志摩県民局 農林水産商工部 調整・商工業振興チーム 調整グループ

電話 0596-27-5161

## ウ 方 法

入札説明書は無料です。

設計図書等は実費が必要です。

## (2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

## ア 添付資料

(ア) 同種工事の施工実績（それを証する契約書等の写しを添付すること。）

(イ) 2(6)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験

配置予定技術者等の資格、経歴及び平成4年度以降（過去10年間）の同種の工事の経験を記載してください。なお、複数の配置予定技術者を記載することができます。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなかったときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行ってください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行う場合があります。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

(ウ) 2(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

## イ 申請書及び添付書類の提出期間

(ア) 提出期間

平成14年8月27日（火）から同年9月9日（月）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(イ) 提出場所

三重県伊勢市勢田町622

三重県南勢志摩県民局 農林水産商工部

調整・商工業振興チーム 調整グループ

電話 0596-27-5161

(ウ) 提出方法

申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

## (3) 入札書の受領期限及び場所

## ア 入札日時

平成14年10月10日（木） 午前10時

（郵送又は電送によるものは受け付けません。）

## イ 入札場所

三重県伊勢市勢田町622

三重県南勢志摩県民局 伊勢庁舎 第4会議室

## ウ その他

本件工事に係る競争参加資格があることが確認された通知書（写も可とします。）を提示してください。

## (4) 開札の日時及び場所

- ア 開札日時  
平成14年10月10日(木) 午前10時から
- イ 開札場所  
上記(3)のイに同じです。

#### 4 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
納付。ただし、三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第70条第1項各号に該当するときは免除します。
- イ 契約保証金  
納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (4) 落札者の決定方法  
規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無
- (7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。
- (8) 詳細は入札説明書によります。
- (9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。
- (10) ア又はイによる納税確認書等(発行日から起算して6ヶ月以内のものに限ります。)の提示がないと、当該入札等には参加できません。
- ア すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行(無料)したものです。)
- イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のないこと用)」(所管税務署が発行(有料)したものです。)
- (11) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。
- ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。
- イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合。
- なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。
- (12) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。
- 三重県南勢志摩県民局 農林水産商工部  
調整・商工業振興チーム 調整グループ  
電話 0596-27-5161

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成13年 12月20日	桑名市大字和泉字口ノ割314の一部	桑名市大字小泉53 有限会社和泉創建 代表取締役 金森 博人
平成14年 8月12日	度会郡玉城町蚊野字うしやだ2374 - 1ほか7筆	大阪市中央区南船場2丁目9 - 14 高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井 治夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成14年 8月7日	伊勢市船江1丁目760 - 8	松阪市新町978 - 1 株式会社中央開発 代表取締役 村井 俊雄

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次の市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

- 組合の名称及び事務所の所在地  
神戸本通りBN地区市街地再開発組合  
鈴鹿市神戸六丁目4番11号
- 組合設立認可の年月日  
平成12年2月8日
- 建築工事完了の公告年月日  
平成14年3月21日
- 施行地区  
鈴鹿市神戸二丁目276番3、515番、1983番1、1994番1、2001番、2002番、2003番、2004番、2005番、2006番及び2007番
- 組合の解散認可の年月日  
平成14年8月27日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成14年8月27日

三重県知事 北川 正 恭

- 競争入札に付する事項
  - 購入物品及び数量  
プレゼンテーション機材 一式（据付、配線、調整等を含む。）
  - 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - 納入期限

平成14年11月15日(金)

(4) 納入場所

入札説明書(仕様書)のとおり。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、ア及びイに示す証明書等を平成14年9月4日(水)午前11時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

ア 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

イ 納税確認(証明)書

- (ア) 三重県が賦課徴収するすべての税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したもの)
- (イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のない証明用)」(所管税務署が発行したもの)

- (2) 入札に参加を希望する者は、ア及びイにより開催する現場説明会に参加しなければなりません。

ア 日時 平成14年9月4日(水) 午前11時

イ 場所 三重県津市広明町13番地  
三重県庁厚生棟 1階 S104会議室

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納チーム調達支援グループ 担当 富岡、稲垣  
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の交付方法

(1)の場所で、平成14年8月27日(火)から同年9月3日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成14年9月11日(水)午後2時  
場所 三重県津市栄町1丁目891番地  
吉田山会館 3階 第302会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

#### カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 5 その他

#### (1) 契約書作成の要否 要

#### (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

#### (3) 詳細は入札説明書によります。

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成14年8月27日

三重県警察本部長 野 上 豊

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 購入物品及び数量

什器1式（136品目1,543品 搬入及び設置等一切を含みます。）

#### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

#### (3) 納入期限

平成14年12月20日（金）とします。

#### (4) 納入場所

三重県鈴鹿警察署（三重県鈴鹿市江島町字花野3447 - 1）とします。

### 2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とします。

#### (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者とします。

#### (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者とします。

#### (4) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者とします。

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成14年9月25日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出してください。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を入札することができるものと認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、入札説明書及び仕様書に示した物品と同等のものをもって入札に参加しようとする者は、当該物品と同等であることを証明する資料及び見本等をあらかじめ、平成14年9月13日（金）午後4時までに4の(1)の場所に提出し、審査を受けておかなければなりません。

また、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年間に国(公社及び公団を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、納入した実績を有する証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 納税確認(証明)書
  - ア 県内に本店を有する事業者
    - ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し
    - イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し
  - イ 県外に本店を有する事業者
    - ア) 県内の事業所に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し
    - イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

#### 4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課 用度係 担当 福山、北川  
電話 059-222-0110 (内線 2261・2266)
- (2) 入札説明書(仕様書)の配布方法  
入札説明会場で配布します。入札説明会以後は、平成14年9月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までの間に、(1)の場所で配布します。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成14年9月6日(金)午後1時30分  
イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階 入札室
- (4) 入札書の提出の日時、場所及び方法  
ア 日時 平成14年10月10日(木)午後1時30分  
ただし、郵送による入札については、平成14年10月9日(水)午後5時までに(1)の場所へ書留郵便で必着のこととします。  
イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階 入札室  
ウ 方法 持参又は郵送するものとします。
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
イ 場所 (4)に同じです。
- (6) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (7) 入札方法等に関する事項  
ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。  
なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。  
イ 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。  
ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。  
エ 入札保証金  
入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 入札の中止  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Office Furniture, 1 Set (including delivery, installation, etc.)
- (2) Date and time for the commencement of bidding:  
The meeting for bidding will begin promptly at 13:30 on Thursday, October 10, 2002. Bids submitted by registered mail must be received by 17:00 on Wednesday, October 9, 2002.
- (3) Managing Authority:  
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters  
1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan  
Tel 059-222-0110 EXT. 2261, 2266

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1 箇月 3,000円  
1 箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成14年8月27日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862